

経済産業省

平成 23・04・20 中第 1 号

平成 23 年 4 月 22 日

親事業者代表取締役 殿

経済産業大臣

「東日本大震災」により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮
について

今般の「東日本大震災」は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に、極めて甚大な被害をもたらしました。

被災地の社会生活や経済活動の速やかな復興を図り、この災害が我が国経済に与える悪影響を最小限のものとするためにも、被災中小企業の円滑な再建を支援することが重要です。

政府におきましては、災害復旧貸付等の金融支援を始め、種々の中小企業支援対策を講じているところです。

今回の災害は、企業の規模を問わず、多くの企業の事業活動に甚大な影響を与えているところ、経営基盤の弱い中小企業においては、特にその影響が大きく、事業活動の再開等に当たり、これまでの取引先と円滑な取引関係が望めないなど、深刻な事態が懸念されます。実際にも、設備が復旧したにもかかわらず、これまでの取引先から発注が受けられないといった中小企業からの相談が寄せられているところです。

つきましては、貴社におかれましては、このような厳しい状況におかれている下請中小企業が事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行っていただくなど、特段の御配慮をお願いいたします。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に起因した、取引停止、発注の大幅な減少や不当な取引条件を課すこと等、取引のトラブルが発生しているとの声も寄せられているところ、貴社におかれましては、上記の配慮に加え、各機関から提供される情報等を十分理解の上、科学的・客観的根拠に基づいて適切に対処していただきますよう、お願いいたします。